

★インボイス制度のお知らせ

昨年10月からインボイス制度が始まりました。現状を含めて説明させていただきます。

制度が始まるまでは、事務費を除く請負代金(消費税が含まれている)は、すべて会員に配分金として払っていても、シルバー人材センターの消費税の計算は、会員に支払った消費税引いて計算すること(仕入控除)ができたので、その分の税負担はありませんでした。

ところが、インボイス制度が始まった昨年令和5年10月以降は、会員は免税事業者で消費税を負担しなくてよいのですが、センターは会員への配分金に含まれている消費税を仕入れ控除ができなくなり、消費税分を新たに負担する必要がでてきました。

仮に、11,000円の仕事(消費税1,000円込み)を請け負った場合、インボイス制度が始まるまでは仕入れ控除により消費税1,000円を納付する必要がなかったのですが、制度が始まってからは、1,000円を新たに納付しなければならなくなりました。
(現在は経過措置で80%まで仕入控除が認められているので200円の負担です。)

この影響を受けて、センターの令和5年度の決算では、「当期経常増減額」が昨年令和4年度はプラス(黒字)でしたが令和5年度は、マイナス約**2,710千円**となりました。

ただし、制度開始後6年間は、経過措置(3年間80%控除、3年間50%控除)があり令和11年10月1日からは控除がなくなります。そのようなことからさらにセンターの運営が厳しくなっていくことが懸念されます。

今後の対応策として、時期を見みて発注者との契約における事務費の改定を実施する他、業務効率化を図るなど収支に支障をきたさぬよう尽力をしていきます。